

キャッシュレス決済端末導入支援 Q&A

◆. 共同事業者（決済端末導入事業者）

- 1 Q. この事業を利用するための条件はありますか
A. 福島県キャッシュレス決済端末導入支援補助金 公募要領の3 共同事業者となれる事業者 をご参照ください
- 2 Q. 導入費用のうちいくら負担となりますか
A. 福島県キャッシュレス決済端末導入支援補助金 公募要領の6 補助率及び補助金額 をご参照ください
- 3 Q. 申請はどのようにすればよいですか
A. 必要書類を準備していただき、申請は補助事業者（導入する端末の事業者）が行います
- 4 Q. どのような種類の決済端末が選べますか
A. 対象の決済端末が決定次第、ホームページ等で周知します
- 5 Q. 決済手数料はどのくらいですか
A. 各々の決済事業者へお問い合わせください
- 6 Q. どの端末が最適かわかりませんか
A. 県と事務局のホームページに対象の端末機器を掲載していますのでご参考ください
また各地でセミナー、ワークショップを開催予定です。セミナー受講時に講師または事務局スタッフへおたずねください
- 7 Q. 導入にはどのくらいの時間がかかりますか
A. 申し込まれた決済端末業者にご確認ください
- 8 Q. 既存のPOS システムとの連携はできますか
A. 決済端末業者へご確認ください。その場合、キャッシュレスに対応していない POS にキャッシュレス決済端末を新規導入でないと補助対象になりません

- 9 Q. 登録端末以外に希望する決済端末があります。新たに決済端末業者から登録端末に申請してもらうことはできますか
- A. 可能です。決済端末販売業者へご相談ください。
- 10 Q. 補助金は直接支払われるのですか
- A. 補助金は補助事業者（端末の業者）へ交付し、補助額を差引いた端末の代金が共同事業者（端末導入者）へ請求されます。
- 11 Q. キャッシュレス決済端末を導入するメリットは何がありますか
- A. 現金管理の低減（釣銭の間違い、釣銭の準備、取り扱う現金が少なくなることにより窃盗などのリスク減）とインバウンド需要への対応、決済事業者のキャンペーン等による集客効果等が考えられます
- 12 Q. 端末機器代金の支払いは現金支払いは可能ですか
- A. 補助金の審査上、機器請求代金の支払いは口座振替でお支払いください

2025.04.17 更新